

# 新しいふき

移行型医療保険

新しいふきは、団体離籍者(退職者)とご家族が「医療共済ハピネス」から移行加入できる保険です！

## ①健康告知該当者も加入OK!

医療共済ハピネスに継続して1年以上加入している方なら、「健康状態についてのご質問」に該当される方も移行加入できます。(満1歳～満71歳までの方)

## ②最高8口まで加入OK!

「健康状態についてのご質問」に  
・該当しない方・・・最高8口まで  
・該当する方・・・5口を限度に医療共済ハピネスの基本契約の加入口数まで

## ③80歳まで変わらない保険料!

移行加入時の保険料が満期日(満81歳の年単位の契約応当日の前日)まで変わりません。

## ④健康祝金が受け取れます!

契約満了時には健康祝金、保険期間中に死亡の場合は死亡給付金が受け取れます。

## 保障内容

加入口数 1口～8口

入院  
給付金

病気入院  
ケガ入院

5日以上入院で、  
入院初日から保障

日額 **1,000円** ～ **8,000円**

お支払い限度: 1回の入院で180日分  
5年間の通算給付限度: 病気・ケガ入院それぞれ540日

健康  
祝金

契約満了時

**10,000円** ～ **80,000円**

(基本入院給付日額の10倍相当額)

契約満了: 満81歳の年単位の契約応当日の前日

死亡  
給付金

保険期間中に死亡した場合

解約返戻金と死亡給付金は重複してお支払いしません

契約日(保障を開始する日)における契約年齢により

1～49歳

**30,000円** ～ **240,000円**

50～59歳

**20,000円** ～ **160,000円**

60～71歳

**10,000円** ～ **80,000円**

(基本入院給付日額の30倍～10倍相当額)

## 解約返戻金について

保険期間の途中で解約する場合は、加入経過年数に応じて解約返戻金をお支払いします。

死亡給付金をお支払いした場合には、解約返戻金をお支払いしません。

契約年齢や経過年数によっては、解約返戻金がない場合があります。

## 健康状態についてのご質問

- (1) 申込日現在、病気やケガのため入院または休業(休養)していますか。
- (2) 申込日現在、医師の診察や検査および健康診断で、入院または休業(休養)や手術をすすめられていますか。
- (3) 申込日以前の1年間に、病気やケガのため継続して14日以上入院または休業(休養)をしたことがありますか。
- (4) 申込日以前の1年間に、同一の病気やケガで、通算して21日以上にわたり、医師の診察、検査、治療を受けたことがありますか。

# 月払保険料

1口あたり

19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~71歳
契約年齢(歳)	契約年齢(歳)	契約年齢(歳)	契約年齢(歳)	契約年齢(歳)	契約年齢(歳)
1	10	20	30	40	50
2	11	21	31	41	51
3	12	22	32	42	52
4	13	23	33	43	53
5	14	24	34	44	54
6	15	25	35	45	55
7	16	26	36	46	56
8	17	27	37	47	57
9	18	28	38	48	58
	19	29	39	49	59
					60
					61
					62
					63
					64
					65
					66
					67
					68
					69
					70
					71

契約年齢は、契約日(保障を開始する日)における加入者(被保険者)の満年齢です。

## 【お申込をされる皆様へ】

別紙の「ご契約の手引き(契約概要・注意喚起情報)」では、ご契約についての大切な事柄をご説明しておりますので、必ずお読みください。

(記載事項の例) 給付金をお支払いする場合 給付金をお支払いできない場合 クーリングオフについて  
 契約の解約・無効等について 加入手続きについて

### 契約者になれる方

次のいずれにも該当する方が、契約者になることができます。

1. 契約日の直前において、継続して1年以上、「医療共済ハピネス」の契約者または被保険者である方
2. 契約日において、年齢が満15歳から満71歳までの方

### 加入できる方(被保険者になれる方)

次のいずれにも該当する方が、被保険者になることができます。

1. 契約日の直前において、継続して1年以上、「医療共済ハピネス」の被保険者である方
2. 契約日において、次のいずれかに該当する方
  - (1) 保険契約者
  - (2) 保険契約者の配偶者(内縁関係にある者を含む)
  - (3) 保険契約者と生計を一にする保険契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
  - (4) 保険契約者と生計を一にする保険契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
3. 契約日において、年齢が満1歳から満71歳までの方

### 保険期間と契約の終了について

1. 保険期間は契約日から満81歳の年単位の契約応当日の前日までの期間となります。
2. 被保険者が死亡したときは、契約は終了します。
3. 契約者は、いつでも契約を解約できます。  
 契約を解約した場合には、解約返戻金をお支払いします。死亡給付金をお支払いした場合には、解約返戻金をお支払いしません。  
 契約年齢や経過年数によって、解約返戻金がない場合があります。

### 給付金を減額してお支払いする場合

1. 病気入院の場合  
 次の場合によるときは、所定の入院給付金の20%~80%に相当する金額をお支払いします。
  - (1) 「健康状態についてのご質問」に該当する方の、契約日をまたぐ入院
  - (2) 「健康状態についてのご質問」に該当する方の、契約日から1年以内に開始した入院
  - (3) 「医療共済ハピネス」の加入口数を超えた口数分の、契約日から1年以内に開始した入院
  - (4) 加入口数を増口したときの増口分の、契約日から1年以内に開始した入院
2. 災害入院の場合  
 契約日前に発生した不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的として、その事故の発生日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、入院期間が契約日をまたぐ場合、入院の開始日が契約日から180日以内の場合は、所定の入院給付金の20%~50%に相当する金額をお支払いします。

### 給付金をお支払いできない場合

(入院給付金)

1. 被保険者が次のいずれかにより入院給付金の支払理由に該当したときは、入院給付金をお支払いできません。
  - (1) 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
  - (2) 被保険者または保険契約者の犯罪行為
  - (3) 被保険者の自殺行為または私闘
  - (4) 被保険者の精神作用物質依存症候群、統合失調症、統合失調症型障害、人格障害、知的障害を原因とするもの
  - (5) 契約日前に被保険者または保険契約者に判明していた先天性の異常(発育の異常、発育不全を含む)を原因とするもの
  - (6) 検査を目的とし治療を伴わないもの、美容を目的とするもの、正常分娩によるもの
  - (7) 被保険者の精神作用物質の使用、統合失調症、統合失調症型障害、人格障害を原因とする事故
  - (8) 被保険者の泥酔を原因とする事故
  - (9) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転または操縦をしている間に生じた事故
  - (10) 被保険者が法令に定める酒気帯びで運転または操縦をしている間に生じた事故
  - (11) 原因の如何を問わず、頸部症候群(むちうち症、頸椎捻挫など)または腰痛もしくは背痛で、他覚症状のないもの
2. 次のいずれかの職業に従事する者が、その職業の就業中に発生した保険事故については給付金をお支払いできません。
  - (1) 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業
  - (2) 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者
  - (3) 潜水、潜函、サルベージ等に従事する者
  - (4) 自衛官

(死亡給付金)

- 被保険者が次のいずれかにより死亡したときは、死亡給付金をお支払いできません。
- (1) 保険契約者の故意(被保険者が保険契約者と同一である場合を除く)
  - (2) 死亡給付受取人の故意
  - (3) 被保険者の犯罪行為

# ハピネス共済会

一般財団法人 ハピネス共済会

〒020-0821 岩手県盛岡市山王町10番6号 山王ハイソ  
 TEL.019-652-3195(代)・FAX.019-654-7262  
<http://www.happiness.or.jp>

0120-413816